

## 朝鮮の姓

——由来と南・北の現実を中心に——

李<sup>リ</sup> 丙<sup>ピョン</sup> 洙<sup>ス</sup>

はしがき

一、由来

二、現実

1、大韓民国

2、朝鮮民主主義人民共和国

むすび

はしがき

姓がながい期間にわたって朝鮮の家族法上において重要な役割を果たしている事実は、筆者がいまさらここで喋々嘯々と説明を繰り返す必要すらないだろう。

朝鮮の姓(李)

この「姓」という漢文字は、女・字と生・字の合成表意文字であり、説文の解説にしたがう限り、女(母)を源泉とする出自血統標識を意味する。現に、古い時代の中国の姓には女偏にしたがったものが多かったばかりでなく、当時の天子たちが母の姓にしたがったという伝説的(?)記録もあり、さらに歴史的記述としても北周の建徳六(五七七)年に母(系)同姓婚を禁止した詔勅記録のあることも事実である。

しかし、いま、われわれの問題にしているのは、いうまでもなく父系血統標識としての姓である。

とはいえ、中国における姓氏の起源や発達については、先学によって数多くの論稿がすでに発表されているので、

ここではこれ以上ふれないことにする。

さらに、古代朝鮮の姓氏制についても、新羅の骨品制度(身分制)が血縁によるものと推量されているところから、それを通じて解明しようとする試みが幾つかなされている。

しかし、本稿は、朝鮮の、漢文字で中国式に表記された姓(以下——姓氏または姓・本)の由来と南・北朝鮮の現実を考察する。古代朝鮮の姓氏の史的発展過程よりも、現実のそれをより究明したかったからである。

また、それも主として三国史記新羅本紀の記述に基づいて説きはじめる。それは、新羅が三国統一を成し遂げ(六六八年)てからもほぼ三世の間続き、それに続く高麗がこの新羅の歴史的発展をふまえて統一国家として五世紀間近く続き、さらに李氏朝鮮が科田法を制定し(一一三九一年)て前朝高麗の田制を改革しながらも「儀章法制、一依前朝故事」(儀章法制は、一に前朝—高麗—の故事に依る)を国是として五世紀間以上も、いわゆる韓日併合(一九一〇年)まで続いたから、現代の朝鮮には新羅の習俗が質・量ともに最もよく伝承したと考えたからである。

註

(1) 「於文、女生為姓、故姓之字多從女」(『通志』第二十五、氏族略一、氏族序)。

滋賀秀三『中国家族法の原理』第一章第一節「親族について」(創文社、一九六七年)。

島田正郎『東洋法史』第一章一「家族法と親族法」(明弘社、一九七〇年)、など。

(2) 井上秀雄「古代朝鮮の姓氏」(『歴史公論』通巻五八号、一九八〇年)一〇四頁以下 参照。

なお、朝鮮の姓氏の由来や発達を理解するためには、つぎの文献資料が役立つであろう。

宮崎道三郎「姓氏雜考」(『法学協会雑誌』第二三卷第二号、一九〇五年 所収)。

小田幹治郎「朝鮮人の姓について」(『朝鮮』第六六号、一九二〇年 所収)。

今西竜「新羅骨品制」(『史林』第七卷第一号、一九二二年 所収)。

浅見倫太郎「朝鮮法制史稿」第一章「氏族」(巖松堂書店一九二二年)。

稲葉岩吉「朝鮮の姓の由来」(『東亜経済研究』第八卷第一号、一九二四年 所収)。

都守泰一「朝鮮人の婚姻と氏族」(『社会学雑誌』第二六号、一九二六年 所収)。

三品彰英「新羅の姓氏について」(『史林』第一五卷第四号、一九三〇年 所収)。

白南雲『朝鮮社会経済史』第一篇第六章「姓氏制」(改造社、一九三三年)。

朝鮮総督府編『朝鮮の姓』(一九三四年)、  
善生永助「朝鮮における姓の種類」(『朝鮮』第二二九号、

朝鮮の姓(李)

(2) 「姓人所生也」(『説文解字』卷十二 下)。

(3) 同上 参照。

(4) 「古之神聖、母感天而生子、故称天子從女」(同上)。

(5) 『九朝律考』卷七、後周律考「禁娶母同姓為妻妾条」。

(6) 中国における姓氏の起源や発達理解のためには、つぎの文献資料が参考になるであろう。

広池千九郎「支那法制史論」第一卷第八章「姓氏論」(有斐閣、一九一五年)。

松本信広「支那古代姓氏の研究」(『三田評論』、一九二一年 所収)。

田崎仁義「王道天下の研究」第二編「王道天下の社会組織たる氏及び姓の研究」(内外出版、一九二六年)。

諸橋徹次「支那の家族制」の「姓氏篇」(大修館書店、一九三一年)。

西山栄久「支那古姓の研究」(『山口高等商業学校改称三十年記念論文集』、一九三五年 所収)。

加藤常賢「支那古代家族制度の研究」上編「古代家族制度の形態的研究」(岩波書店、一九四〇年)。

清水盛光「支那家族の構造」前篇「親族と家族」(岩波書店、一九四二年)。

仁井田陞「支那身分法史」第二章「宗族法」(座右宝刊行会、一九四二年)。

牧野巽「支那家族研究」の「漢代の姓氏と親系」(生活社、一九四四年)。

大山彦一「中国人の家族制度の研究」第三章「族制」(関書院、一九五二年)。

一九三四年 所収)。

金斗憲「朝鮮族譜の研究」(『朝鮮』二七四—五号、一九三八年 所収)。

朝鮮総督府中枢院編「朝鮮の姓名氏族に関する研究調査」(一九三九年)。

辛兌鉉「朝鮮姓氏の起源」(『朝鮮』第二九七号、一九四〇年 所収)。

池内宏「新羅の骨品制と王統」(『東洋学報』第二八卷第三号、一九四〇年 所収)。

末松保和「新羅史の諸問題」の「新羅三代考」(洋文庫、一九四〇年)。

黄義敦「朝鮮姓氏の起源と発達」(『朝鮮日報』一九四三年一月一四—六日版、所収)。

武田幸男「新羅の骨品制社会」(『歴史学研究』第二九九号、一九六五年 所収)。

井上秀雄「新羅朴氏王系の成立」(『朝鮮学報』第四七輯、一九六八年 所収)。

拙稿「韓国民法上の姓と本」(『親和』第一九七号、一九七〇年 所収)。

井上秀雄「新羅の骨品制度」(『歴史学評調』第三〇四号、一九七五年 所収)。

武田幸男「新羅骨品制の再検討」(東京大学『東洋文化研究所紀要』第六七冊、一九七五年 所収)。

拙稿「朝鮮の『同姓不婚』制」の「一、朝鮮の姓」(高梨公之教授還暦記念論文集刊行発起人会編「婚姻法の研究」上、有斐閣、一九七六年 所収)など。

(8) しばしば、現在の、朝鮮の姓が「姓氏」と指称されていることも事実である。しかし、その氏が元来「所以有氏者何、所以貴功徳賤伎力、或氏其官、或氏其事、聞其氏即可知其(徳)」（『白虎通』卷三、姓氏条、二二葉）とされ、また現在の日本の氏が「個人の同一性をあらわす記号」（石川利夫『家族法講義 上』東京、一九六七年、二四頁）だと考えられている。さらに、漢文字で中国式に表記された、伝来当初の朝鮮の姓を「王族や貴族階級の多くが使用しはじめた」（申奭鎬「韓国姓氏の概説」——『韓国姓氏大観』ソウル、一九七一年、二四頁）。この伝来当時の姓氏とは觀念的に内容の異なる、単なる父系血統標識としての、現代の姓を、果たして「姓氏」などと指称することはどうだろうか。ちなみに、現在の韓国では、氏を、日本の「様（さん）」くらいの尊称として使用している。

(9) 旗田巍 他編『朝鮮の歴史』（三省堂、一九七四年）八頁。

(10) 『太祖実録』巻第一、元年七月丁未条。

一、由来

1

周知のように、古い時代の朝鮮の三国は、三国史記の記述にしたがう限り、新羅（記元前五七年—）、高句麗（同三七年—）、百濟（同一年—）の順に建国したようになっている。しかし、中国と国境を接し、その文物の導入が便宜で経済力が豊富であった高句麗がまず盛え、その余光が南下して（同じ世系から派生したとされる）百濟に及び、最後に新羅にいたったと見るのが通説である。したがって、本稿の主題である姓氏制度の導入も、高句麗、百濟、新羅の順に行われたと見るべきであろう。

それはともかく、三国史記は、

新羅始祖姓朴氏、諱赫居世、前漢孝宣帝五鳳元（紀元前五七）年甲子四月丙辰即位、

脱解尼師今立、姓昔、

味鄒尼師今立、姓金、母朴氏、葛文王伊染之女、妃昔

氏光明夫人助賁王之女、

高句麗始祖東明聖王、姓高氏、諱朱蒙、

百濟始祖温祚王、其世系与高句麗同出扶餘、故以扶餘為氏、

などと伝え、また、

儒理尼師今九（三三）年春、改六部之名、仍賜姓、楊山部為梁部姓李、高墟部為沙梁部姓崔、大樹部為漸梁部姓孫、于珍部為本彼部姓鄭、加利部為漢祇部姓裴、明活部為習比部姓薛、

朱蒙賜、再思姓克氏、武骨仲室氏、默居少室氏、と、さらに、三国遺事は、

駕洛国居登王、父首露王、母許王后、姓金氏、とも伝えている。

つまり、新羅の創生期には朴氏・昔氏・金氏の三姓が交互に王位につき、第三代儒理尼師今（二四—五六年）代には六部に李・崔・孫・鄭・裴・薛の各姓を賜わり、高句麗の始祖東明王（紀元前三七—二〇年）は高氏で、その東明王は臣下の、再思に克氏を、武骨に中室氏を、默居に少室氏をそれぞれ賜わり、また百濟の始祖温祚王（紀元前一八一—紀元二七年）は扶餘氏で、さらに駕洛国の始祖首露王（四二年—）は金氏だと伝えているのである。

しかし、新羅による三国統一（六六八年）以前の、六世紀中葉に建立された、ソウルの北漢山、慶尚南道の昌寧、咸鏡南道の黄草嶺ならびに利原郡の磨雲嶺に残っている、

朝鮮の姓（李）

第二四代真興王（五四〇—五七五年）の巡狩管境碑には、現代のように、漢文字で中国式に表記された姓氏を冠した人名がまったく見あたらない。

また、中国の正史にも、高句麗は第二〇代長寿王（四一三—四九一年）から高氏に、新羅は真興王から金氏に、そして百濟は第二七代威徳王（五五四—五九七年）から扶餘氏になっており、さらに日本書記にも、七世紀中葉に姓氏を冠した新羅人名「上臣阿湊金春秋」がはじめて登場したのであった。ちなみに、この真興王の先代、つまり第二三代法興王（一五三—一九九年）を、当時の、中国の史書は「新羅王姓募名秦」と記し、日本書記は「佐利遲」と記述している。

ところで、伝説時代はしばらくおき、第一七代奈勿尼師今（三五六—四〇一年）代から第二九代太宗武烈王（六五四—六六〇年）代にいたる三世紀間の、王や王妃外の、姓氏を冠した新羅人名を、三国史記新羅本紀は、

第二三代法興王十九（五三二）年、金官国主（駕洛国王）金仇亥、与妃及三子、長曰奴宗、仲曰武徳、季曰武力、以国帑宝物来降、

第二七代善徳王十一（六四二）年冬、乃遣伊湊金春秋於高句麗以請師、

同、王命大將軍金庚信、領死士一万人、越之、

と伝えている。

まず、記事中の金仇亥は駕洛国の始祖首露王の九世孫で金庚信の曾祖父にあたる。その首露王の妃は、「阿踰陁国(インドの一国)の公主であり、姓は許氏で、名は黄玉」であったと伝えられている。つまり、西南方面からの渡来者であったのである。その子孫である金仇亥が来降してから一世紀以上も過ぎて新羅王室の金春秋が漢文字で中国式に表記された姓氏を使用しはじめたのだ。たとえ、神話であったとはいえ、この駕洛国の王妃許黄玉にまつわる説話が物理的事実に対する信憑性をいささかでもともなうものとするれば、その妃は姓氏制のすでに現存している地域からの渡来者であったと考えられ、なお進んで妃が首露王に姓氏の使用を進言したとも容易に想像でき、さらに唐文化に憧憬してやまなかった当時期の新羅王室がそれを看過するはずもなかった。

いうまでもなく、記事中の金春秋は、第二五代真智王の孫で、第二六代真平王の外孫でもあり、新羅による三国統一の基礎を築いた太宗武烈王になった人で、六四七年には日本に遣わされ、翌六四八年には全盛期の唐にも派遣された。

それはともかく、この首露王は金海金氏の始祖であり、新羅王室は慶州金氏の始祖である。つまり、それぞれの始

祖や中祖の発祥地名を、すなわち本貫(郷貫・族貫・郷・籍・本)を姓に冠して族(宗)の同異を峻別したのであった。ともに金姓だけでは都合が悪かったのであろう。

このように、朝鮮の姓は、その内部における自然発生的な所産でなかったばかりでなく、中国からの、その導入期からすでに著姓偏重の傾向が甚だしかったから、この本貫を姓に冠しなければ族の同異をまったく判別できなかった。つまり、「姓・本」によって、はじめて同姓族である事実を表示できたのであった。

さらに、当時の、中国への遣唐使について、新羅本紀は、第二八代真徳王二(六四八)年、遣伊飡金春秋及其子文王朝貢、

同五年、遣波珍飡金仁門入唐朝貢、

と記述したが、いうまでもなく、彼らはすべて王族である。

また、三国史記列伝も、この時期の姓を冠した新羅人名を、朴堤上(或云毛末)、始祖赫居世之後、婆沙尼師今五世孫(第一八代実聖尼師今代)、

異斯夫(或云昔奈)、姓金氏、奈勿王四世孫(第二二代智証麻立干代)、

居柴夫(或云荒宗)、姓金氏、奈勿王五世孫(第二四代真興王代)、

薛氏女、栗里民家之女子也(第二六代真平王代)、金庚

信、王京人、十二世祖首露(第二九代武烈王代)、金歌運、奈密(奈勿)王八世孫也(同上)、

と、すなわち、七名を伝えている。しかし、いかに烈女であったとはいえ、女子の名に出生地名や父兄の名を冠して指称することを一般習俗とした時代の、「薛氏女」のそれをただちに姓氏の顕現だと速断することは難しいだろう。他の六名はすべて新羅王室や駕洛王室の後裔である。しかも、三国遺事では、朴堤上が金堤上に、異斯夫が朴伊宗に、また日本書記では、この異斯夫が伊叱夫礼智干岐(一本云、伊叱夫礼智奈末)に、居柴夫が久遲布礼(一本云、久礼爾師于奈師麻里)になっている。これらの事実は、いうまでもなく、当時の、新羅の漢文字で表記した中国式姓氏制がいまだに確立定着していなかったことをものがるものである。

当時期の新羅は、国号を定め(五〇三年)、州・郡・県制を整備して軍主をおき(五〇五年)、京都(慶州)に東市を開設し(五〇九年)、于山国(鬱陵島)を帰服させ(五二二年)、律令を公布し(五二〇年)、仏教を公認し(五二八年)、金官国(駕洛国)を統合し(五三二年)、はじめて年号を「建元」と定め(五三六年)、大幢十停をおき(五四四年)、国史を修撰し(五四五年)、花郎制度を整備する(五七六年)など、国民の士気を鼓舞しながら、(同族の隣

朝鮮の姓(李)

国)高句麗が隋(五八一〜六一八年)の文帝や煬帝の度重なる執拗な大侵略軍勢を撃破して滅亡させた(六一八年)事実を恐怖を抱き、対隋戦争のために疲弊した機に乗じ、隋の滅亡後に建国した唐と結託して高句麗や百済を挾撃する国策をとっていた。

唐の左武衛大將軍蘇定方が一三万の大軍を率き連れ、新羅と連合して百済に侵攻したのは六六〇年のことであった。その軍兵の一部が朝鮮半島に残って住みついたことはいまでもない。また、新羅が、高句麗嗣子安勝に金姓を賜わり、蘇判(官名)に任じ、邸宅と良田を与えて京都に住ませたのは六八三年のことであった。

ところで、七世紀後半から一〇世紀にいたる、新羅人名について、三国史記新羅本紀が、

第二九代武烈王二(六五五)年春正月、拜伊飡金剛為上大等、

第三五代景德王十四(七五五)年秋七月、以伊飡著為侍中、

第四一代憲徳王九(八一七)年、以伊飡金忠恭為侍中、つまり姓氏を冠した人名を伝えていることも事実であるが、しかし、同紀は、

武烈王二年三月、愷元為伊飡、

第三二代孝昭王五(六九六)年春正月、伊飡愷元為中

侍、

第三八代元聖王六(七九〇)年春正月、以宗基為侍中、

憲德王二年春正月、以波珍煥亮宗為侍中、

などと、すなわち、姓氏を冠しない人名をはるかに数多く伝えている。

また、当時期の、新羅の遣唐使についても、同紀には、

第三一代神文王六(六八六)年二月、遣使入唐、

第三六代惠恭王十(七七四)年夏四月、遣使如唐朝貢、

第四一代憲德王七(八一五)年春正月、遣使朝唐、

などと、その名もまったくあげていない記事のあることも事実であるが、しかし、名をあげた人名には、ほとんどつぎのように姓氏をとくに記録してある。すなわち、

第三三代聖德王二(七〇三)年春正月、遣阿湊金思讓朝唐、

第三四代孝成王二(七三八)年三月、遣金元玄入唐賀正、

惠恭王八年春正月、遣伊湊金標石朝唐賀正、

憲德王元年秋八月、遣伊湊金昌南等入唐、

などと記したのであった。

さらに、当時期の留学生や交易に従事した人名について

しかし、(生産力の発達にもなる)歴史時代の発展は、その新羅王室による、この姓氏の独占的使用態勢をいつまでもゆるしてはおかなかった。

註

- (1) 『三國史記』卷第一、新羅本紀第一始祖赫居世居西干条、同上卷第一三、高句麗本紀第一、始祖東明聖王条、同上卷第二三、百濟本紀第一、始祖温祚王条。
  - (2) 同上卷第二三、百濟本紀第一、始祖温祚王条。
  - (3) 崔南善『朝鮮正史』(京城、一九三一年)六頁以下。
  - (4) 『三國史記』卷第一、新羅本紀第一、始祖赫居世居西干条。
  - (5) 同上、脱解尼師今条。
  - (6) 同上卷第二、新羅本紀第二、味鄒尼師今条。
  - (7) 同上卷第一三、高句麗本紀第一、始祖東明聖王条。
  - (8) 同上卷第二三、百濟本紀第一、始祖温祚王条。
  - (9) 同上卷第一、新羅本紀第一、儒理尼師今条。
- しかし、『三國遺事』では、この沙梁部が鄭氏に、また本彼部が崔氏になつてゐる(同卷第一、紀異第一、新羅始祖赫居世王条)。
- (10) 同上卷第一三、高句麗本紀第一、始祖東明王条。
  - (11) 『三國史記』卷第二、紀異第二、駕洛國記条。
  - (12) 崔南善「新羅眞興王の在来三碑と新出現の磨雲嶺碑」『靑丘学叢』第二号、京城、一九三〇年 所収六九頁以下。
  - (13) 『南齊書』東南夷伝、東夷高(句)麗國条。
  - (14) 『北齊書』本紀、世祖武成皇帝 河清四(四六五)年条。
  - (15) 『隋書』帝紀、高祖文帝紀 開皇元(五八一)年条。

朝鮮の姓(李)

も、同紀や列伝は、

憲德王十七(八二五)年夏五月、入唐先在学生崔利貞、

金叔貞、朴季業等諸放還蕃、其新赴朝金允夫、金立之、

朴亮之等一十二人、諸留宿衛、

崔致遠(八五七年)入唐求学、

張保臯(?—八四六年、羅紀作弓福)・鄭年(年或作連)、皆新羅人、二人如唐、為武寧軍小將(興德王代)、

と、すべて姓氏を冠して記述したのであった。

要するに、これらの記事内容や歴史的事実から推して、三國史記に見える、六世紀前の朝鮮の姓称は、おそらく、すべて後代の、中国の文物を撰取した以降の措置であろうと思われる。少なくとも新羅に限る限り、姓が現在のよう漢文字で中国式に表記されるようになったのは、いくらか早く実現したとしても六世紀中葉以降のことであろう。

しかも、新羅においては、この漢文字で中国式に表記された姓氏を、王族や貴族から使用しはじめ、それも王室の場合とはかく、貴族の場合は使臣や留学生として中国と往来した者から使用しはじめ、一般の官員や庶民がことごとく使用するまでにはいたらなかった。おそらく、その姓氏を、新羅王室が独占的に使用したか、一般民衆が使用することをためらったからであろう。

- (16) 『日本書記』卷第二五、孝德天皇紀 大化三(六四七)年条。
- (17) 『梁書』諸夷伝、新羅 普通二(五二二)年条。ちなみに、この法興王を、また冊封元龜から所引の三國史記は「姓募名泰」と記述してある(同卷第四、新羅本紀第四、法興王条)。
- (18) 『日本書記』卷第一七、継体天皇二三(五二九)年条。
- (19) 『三國史記』卷第四、新羅本紀第四、法興王一九年条。
- (20) 同上、新羅本紀第五、善德王一一年条。
- (21) 同上。
- (22) 『三國遺事』卷第二、紀異第二、駕洛國記条。
- (23) 『三國史記』卷第五、新羅本紀第五、真德王二年条。
- (24) 同上五年条。
- (25) 同上卷第四五、列伝第五、朴堤上条。
- (26) 同上卷第四四、列伝第四、異斯夫条。
- (27) 同上、居梁夫条。
- (28) 同上卷第四八、列伝第八、薛氏女条。
- (29) 同上卷第四一、列伝第一、金庚信条。
- (30) 同上卷第四七、列伝第七、金敬運条。
- (31) 当時期の史書は、「王幸捺已郡、郡人波路有女子、名曰碧花」(同上卷第三、新羅本紀第三、昭知麻立干——四七九—四九九年——条)と、また、「武烈王(六五四—六六〇年)妃訓帝夫人・諡文明王后、庚信之妹」(『三國遺事』王曆第一条)と、さらに、「孝女知恩、韓岐部百姓連權之女子也」(『三國史記』卷第四八、列伝第八、孝女知恩条)などと記述してある。

- (32) 『三国遺事』卷第一、紀異第一、奈勿王・金堤上条。
- (33) 同上、知哲老王条。
- (34) 『日本書記』卷第一七、継体天皇二三(五二九)年秋八月条。
- (35) 同上。
- (36) 『三国史記』卷第四、新羅本紀第四、智証麻立十四年条。
- (37) 同上六年条。
- (38) 同上一年条。
- (39) 同上三年条。
- (40) 同上、法興王七年条。
- (41) 同上一年条。
- (42) 同上九年条。
- (43) 同上三年条。
- (44) 同上卷第四〇、雜志第九、職官下、武官条。
- (45) 同上卷第四、新羅本紀第四、眞興王六年条。
- (46) 同上三七年条。
- (47) 同上卷第五、新羅本紀第五、太宗武烈王七年条。
- (48) 同上卷第八、新羅本紀第八、神文王三年条。
- (49) 同上卷第五、新羅本紀第五、太宗武烈王二年条。
- (50) 同上卷第九、新羅本紀第九、景德王十四年条。
- (51) 同上卷第一〇、新羅本紀第一〇、憲德王九年条。
- (52) 同上卷第五、新羅本紀第五、太宗武烈王二年条。
- (53) 同上卷第八、新羅本紀第八、孝昭王五年条。
- (54) 同上卷第一〇、新羅本紀第一〇、元聖王六年条。
- (55) 同上、憲德王二年条。
- (56) 同上卷第八、新羅本紀第八、神文王六年条。

- (57) 同上卷第九、新羅本紀第九、惠恭王一年条。
- (58) 同上卷第一〇、新羅本紀第一〇、憲德王七年条。
- (59) 同上卷第八、新羅本紀第八、聖德王二年条。
- (60) 同上卷第九、新羅本紀第九、孝成王二年条。
- (61) 同上、惠恭王八年条。
- (62) 同上卷第一〇、新羅本紀第一〇、憲德王元年条。
- (63) 同上一年条。
- (64) 同上卷第四六、列伝第六、雀致遠条。
- (65) 同上卷第四四、列伝第四、張保阜・鄭年条。

2

さて、九一八(景明王二)年に高麗の太祖王建が即位して統治実権を掌握し、それにもなう(新羅)王権の弱体化と軌を合わせたかのように、三国史記新羅本紀は、第五四代景明王三年、以上大等金成爲角凌、同四(九二〇)年冬十月、王遣阿儉金律求援於(高麗)太祖、第五六代敬順王二(九二八)年春正月、高麗將金相与草八城賊與宗戰、不克死之、同年秋八月、高麗太祖命旨城將軍王忠率兵擊、走之、同三年秋七月、順州將軍元逢降於甄萱、

同九(九三五)年冬十月、(新羅)王、乃使侍郎金封休甿書降於(高麗)太祖、  
 同年十一月、(高麗)太祖受(新羅)王書、送大相王鉄等迎之、  
 などと、すなわち、にわかには冠した人名を数多く記述しはじめた。

また、当時期の、中国への遣唐使についても、同紀は、  
 景明王七(九二二)年、遣倉部侍郎金樂、録事參軍金幼卿朝後唐貢方物、  
 同八年、遣朝散大夫倉部侍郎金岳、人後唐朝貢、  
 第五五代景哀王四(九二七)年二月、遣兵部侍郎張芬等、入後唐朝貢、唐授張芬檢校工部尚書、副使兵部郎中朴術洪兼御史中丞、判官倉部員外郎李忠式兼御史、  
 同年夏四月、遣使林彦、入後唐朝貢、  
 敬順王六(九三二)年春正月、遣使執事侍郎金咄、副使司賓卿李儒、入後唐朝貢、  
 などと、すべて冠して記述したのであった。

ところで、ひとたび高麗朝の治世になるや、王族や使臣・留学生として中国と往来した人たちがばかりでなく、国内で活躍した臣下や豪族たちも競って作姓した。すなわち、高麗朝建国の功臣洪儒、裴玄慶、申崇謙、卜智謙などは、そ

れぞれ、新羅時代の、洪述(術)、白玉、三能山、沙貴であった。この中央・地方の豪族や両班の作姓は、第一一代文宗(一〇四七―一〇八二年)が科擧の応募者に姓名の記載を義務づけ、さらに第二四代元宗(一二六〇―一二七四年)が科擧の応募者に本貫も含めて四代祖までの姓名を記入することを義務づけたことなどによって、より盛んになったことであろう。

また、高麗の太祖は、その建国に対する功臣を中心に賜姓も盛んに行った。すなわち、瀉州將軍順式や渤海太子大光顯とともに王氏を、新羅人金幸にはその権能を賞して王氏を賜ったのであった。いうまでもなく、王氏は高麗王朝の宗姓であり、権幸は安東権氏の始祖である。ちなみに、この権幸がもと慶州金氏であったというところから、今もなお慶州金氏と安東権氏とは同族とされて互いに通婚できないことになっている。

それはともかく、この賜姓は、その末期まで間断なく続いた。第一一代文宗(一〇四七―一〇八二年)代には東女真の帰順州都領古刀化に姓名孫保塞を、第二五代忠烈王(一二七五―一三〇八年)の妃齊国公主と共に来朝した蒙古人勿刺歹に印候を、さらに回々人三奇には張舜竜をそれぞれ賜った。ちなみに、この印候は延安印氏の、張舜竜は徳永張氏の始祖である。

この作姓や賜姓とともに、高麗初期から改姓もにわかに盛んに行われた。まず、高麗の太祖は、その建国当初に木州人たちがしばしば反乱を繰り返したので、その邑人たちの子、尚、頓、張などの各姓氏を、獸畜名の牛、象、豚、場(獐?)などに改姓させた。この改姓は、たとえ獸畜名であったとはいえ、姓氏を押しつけたという事実だけでも、当時の高麗朝の姓氏制がほぼ確立定着していたことを意味するものであろう。

さらに、顯宗時代には、荀癡の姓字が顯宗の名である「詢」と発音が同じだという理由で、それを避けるために張氏に、忠穆王時代には、礼賓卿昕暹の姓字が忠穆王の名と同じ漢文字であるというので、それを避けるために母方の権氏に改姓させ、また、姓が父系血統標識とされたにも拘らず、特に女子による母姓の冒姓が盛んに行われた。王妃でさえ、第四道光宗(九五〇—九五五年)の妃大穆王后は光宗の異腹の妹であったので母姓皇甫氏に、第八代顯宗(一一〇一—一一三一年)の妃元貞王后は顯宗の從姪女(從兄弟の娘)であったので母姓金氏に、さらに第一代文宗(一一〇四—一一〇八年)の妃仁平王后も文宗の異腹の妹であったので母姓金氏に改姓したのであった。

高麗朝は、仏教寺院に勢力基盤をおく官人専制国家であったが、建国後僅か一世紀を過ぎた頃から、すでに私兵や

人びとはすべて姓をもつようになった——

と記述したのは、ある側面の正鵠を射たようである。しかし、実際には、すでに見てきたように、新羅時代の仕宦や士族たちが姓氏を使用したという確かな史実もなければ、高麗朝が法令などをもって姓氏を全国に頒けたという史料もない。ただ、高麗の初期には名だけであった碑陰の題名も間もなく姓氏とともに記すようになったことだけは事実のようにうた。

李氏朝鮮(一三九三—一九一〇年)は、抑佛揚儒を国是とし、それも高麗末期に伝来した朱子学を封建統治イデオロギーとして採用し、その理念に基づき、国初から大明律を該用して前朝以来の異姓不養制の強制をさらに強化し、従来には仏教寺院が司っていた喪祭の儀式を一四二〇(第四代世宗二年)に「文公家礼」に依拠させ、やがて一六六九(第一八代顯宗一〇)年には同姓不婚制をも導入したが、これよりさき一四八五(第九代成宗一六)年から施行した「經国大典」礼典・戸口式条には、

戸某部某坊第幾里(外則称某面某里)住、某職姓名年  
甲本貫四祖、妻某氏年甲本貫四祖、

——何部何坊第何里(地方であれば、何面何里に住み、自己の官職名・姓名・生年・本貫・四祖名、妻の姓・生年・本貫・四祖名)——

朝鮮の姓(李)

僧兵の保有をゆるして絶え間ない国内叛乱を招き、その間隙に乗じた外勢の侵攻までゆるすようになった。当然のことながら、公田制は紊乱し、良・賤間の秩序は混乱した。姓氏制が急速に発達したのも、この高麗朝の歴史的背景の、つまり下剋上の世相とまったく無関係ではないだろう。いや、新興高麗王朝がこの姓氏制を民衆掌握の手段として利用したとき疑えるではないか。漢文字で中国風に表記された姓氏は、新羅の王室や貴族の使用しはじめた特権支配階級の尊称なのだ。

実際に、高麗史の記述には、その列伝にも、国人の人名に関する限り、謀叛人でさえ、この漢文字で中国風に表記した姓氏を冠しないものが見あたらぬ。  
後年、李氏朝鮮時代の碩学・李重煥(一六九〇年—?)

自新羅末通中国、而始制姓氏、然只仕宦士族略有之、民庶則皆無有也、至高麗混三韓、而始倣中国氏族領始於八路、而人皆有姓、

——新羅の末期に中国と通ずるようになってからはじめて姓氏制を制定するようになったが、しかし仕宦や士族だけが姓をもち、一般の庶民はすべて姓がなかった。高麗が三国を統一するようになってはじめて中国の氏族制を模倣して姓を八路(全国)に頒けてから、

を記すように規定してあった。この自己や妻の姓や本貫まで記述することを義務づけたことが、現在の、姓氏制の定着をますます鞏固なものにしたことはいまでもない。

さらに、この李氏朝鮮になってからも、賜姓はもとより、冒姓がより盛んに横行した。これらの事実は、その具体例をここで例示する必要すらないだろう。試みに、現在の朝鮮人と対するときに、その姓をよく分かなければ、金か李と想定して指称するだけで、その的中率は実にそれぞれ二〇%前後に達する。現代の朝鮮に三〇〇種近い姓があり、金氏は五〇〇種、李氏は四七〇種にのぼる本貫をそれぞれ姓に冠して血族識別の標識にしていることも事実であるが、そのうちの慶州金氏と金海金氏ならびに全州李氏が圧倒的多数を占めているはずである。慶州金氏と金海金氏は新羅王室や駕洛王室の後裔とされ、全州李氏は朝鮮王室の血族とされている。これらの事実は、姓や本貫を冒し、名族を僭称した事例の多かったことをものがたるものである。かつて、茶山・丁若鏞(一七六二—一八三六年)が、

余在西邑、見凡持族譜来訴者、十無一真、

と、つまり、族譜(同族系譜)の信憑性を疑ったのも理由のないことではない。李氏朝鮮が、いわゆる同姓同本者であり、あるいは同祖の末裔とされる者同志を血族(同宗

者) などと決めてかかり、それを家族秩序の準則にして同姓不婚制や異姓不養制を強要する根拠にしたこと自体に、すでに無理があったようだ。

日本の植民地統治時代にも、

朝鮮ニ於テハ人ハ皆姓ヲ有ス 而シテ各人ノ姓ハ其父ノ姓ニ依リテ定マリ身分又ハ戸籍ニ変更アルモ之ヲ改ムルコトナシ 故ニ男系ノ血族ハ皆同姓ヲ称ス(但シ延安ノ車氏、文化ノ柳氏ニ於ケル如ク賜姓ニ因リ他姓ヲ称スル特例ナキニ非ス) 然レトモ同姓ヲ称スル者悉ク男系ノ血族ナリト謂フコトヲ得ス 血族ニ非スシテ同姓ヲ称スル者極メテ多シ 例ヘハ楊州ノ趙氏ト平壤ノ趙氏トハ血族ニ非サルモ同シク趙姓ヲ称スルノ類ナリ 是ヲ以テ姓ノ外別ニ本貫ヲ呼ビ同姓間ニ於ケル男系ノ血族ト否ラサルモノトヲ區別ス 即チ本貫ハ祖先ノ郷貫ニシテ男系ノ血族ニ非サル同姓ハ必ス本貫ヲ異ニスルヨリ之ヲ以テ區別ノ標準トシタルニ外ナラス、

と解されたのであった。

しかし、日本は、その紀元二、六〇〇年の紀元節にあたとされた、植民地統治時代末期の一九四〇(昭和一五)年二月一日から施行した朝鮮民事令の第三次改正によって、この朝鮮人の姓の抹殺を企図して日本人と同じ氏の創

設を強制したが、その実効をあげないまま敗退した。この日本の暴挙の結果は、北朝鮮では、一九四五年八月五日の解放後間もない、同年十一月一日の北朝鮮五道行政局司法局布告第二号によって「固有の民情に符合しない」という理由ですでに排除され、南朝鮮では一九四六年一月二三日の米軍政法令「朝鮮姓名復旧令」によって、その創初日に遡って無効であると宣言された。

註

- (1) 同上卷第一二、新羅本紀第一二、景明王三年条。
- (2) 同上四年条。
- (3) 同上、敬順王二年条。
- (4) 同上。
- (5) 同上三年条。
- (6) 同上九年冬一〇月条。
- (7) 同上十一月条。
- (8) 同上、景明王七年条。
- (9) 同上八年条。
- (10) 同上、景哀王四年二月条。
- (11) 同上夏四月条。
- (12) 同上、敬順王六年春正月条。
- (13) 『高麗史』世家卷第一、太祖一条。
- (14) 『三國史記』卷第一二、新羅本紀第一二、景明王六(九二二)年条、ならびに同上卷第五〇、列伝第一〇、弓裔条。
- (15) 『高麗史』志卷第二七、選舉一、科目一、文宗九年一〇

月条。

- (16) 同上志卷第二七、選舉二、科目二、元宗一四年一〇月条。
- (17) 『三國史記』卷第一二、新羅本紀第一二、景明王六年条、ならびに『高麗史』世家卷第二、太祖一七年秋七月条。
- (18) 『増補文献備考』卷第六四、帝系考七、六葉。
- (19) 拙著『朝鮮婚姻法』(宗文館書店、一九六六年)五五頁の注(8) 参照。
- (20) 『高麗史』世家卷第九、文宗二七(一〇七三)年二月条。
- (21) 同上列伝卷第三六、印候条、他。
- (22) 『新增東國輿地勝覽』卷之一六、木川県条、六葉。
- (23) 『増補文献備考』卷四六、帝系考七、七葉以下。
- (24) 『高麗史』列伝卷第一、后妃一、光宗大穆王后皇甫氏条。
- (25) 同上、題宗元貞王后金氏条。
- (26) 同上、文宗仁平王后金氏条。
- (27) 李重煥『挾里志』、総論条。
- (28) 金斗憲『朝鮮家族制度研究』(ソウル、一九四九年)六三頁 参照。
- (29) 今西竜『檀君考』(『青邱説叢』卷一、京城、一九二九年所収)、のち同著『朝鮮古代史の研究』(国書刊行会、一九七〇年)八三頁 参照。
- (30) 『世宗実録』卷一〇、一五葉、二年一月庚午条。
- (31) 『顯宗実録』卷一六、三葉、一〇年正月戊戌条。
- (32) 学習院大学東洋文化研究所版『経国大典』(一九七二年)三二七頁参照。
- (33) 前掲『朝鮮の『同姓不婚』制』一九一頁。
- (34) 丁若鏞『牧民心書』卷八、兵典第一、簽丁条。

朝鮮の姓(李)

- (35) 朝鮮総督府刊『慣習調査報告書』(一九一〇年)二九〇頁、設問第一一九「戸主及家族ハ同一ノ氏ヲ称スルカ」例ヘハ妻ハ生家ノ氏ヲ称スルコトナキカ 其他他家ヨリ入リタル者ハ旧家ノ氏ヲ称スルカ如キ慣習ナキカ」に対する報告。
- (36) 朝鮮人に対する、一九四〇年の、日本の創氏強制については、拙稿「朝鮮女性の五〇年 上」『思想』第五三七号、一九六九年 所収)八九頁 参照。
- (37) 拙稿「戦後朝鮮における法規範の変遷 三」『朝鮮研究』第七七号、一九六八年 所収)三五頁 参照。
- (38) Ordinance No. 122: HEADQUARTERS UNITED STATES ARMY FORCES IN KOREA.

二、現実

1、大韓民国

(1) 婚姻と姓・本

現行韓国民法(一九六〇年一月一日施行)には、同姓同本の血族の間では婚姻することができない、男系血族の配偶者、夫の血族およびその他八寸以内の姻族であるか、またはこのような姻族であった者の間では婚姻することができない(八〇九条)、と規定している。この韓国民法上の「同姓婚等の禁止」条

項に対して、さまざまな制限解釈主張のあることも事実であるが、しかし、その第一項は際限なく同姓同本者である血族者間の通婚をすべて禁止し、第二項は、男系血族の配偶者や(前)夫の血族との、つまり、男は自分と同姓同本の血族の男性の妻であった女性との、女性とは自分と同姓同本の血族の女性の夫であった男性や前夫と同姓同本の血族の男性および前夫の母と同姓同本の血族男性との、さらに男女ともに八寸(親等)にわたる姻戚や姻戚であった者との、通婚をすべて禁止することを内容としている。いわゆる同姓不婚制や同姓不娶制と称される、中国古来の、儒教教理上の道德的理想主義に基づく婚姻障害条項である。

もとより、韓国では、男女ともに婚姻によって姓・本が変わることがない。韓国民法が、

(妻は夫の家に入籍する)、

但し、妻が親家の戸主又は戸主相続人であるときは、

夫が妻の家に入籍することができる(八二六条)、

と、さらに、

女婿にするために養子をすることができる、

この場合には、女婿である養子は養親の家に入籍する(八七六条)、

とも規定している。この、いずれの場合も、男女の、従来

許容している。

しかし、韓国民法は、この父姓追従の原則に反する例外規定も設けている。すなわち、

(妻が親家の戸主又は戸主相続人であるときは、夫が妻の家に入籍することができる)、

前項但書の場合、夫婦間の子は、母の姓に従い、母の家に入籍する(八二六条)、

という規定がそれである。いうまでもなく、この条項は、入夫婚姻の場合の、その夫婦間の子に母の姓・本を継がせて母の家に入籍させ、その親家の戸主相続権や財産相続権を与えるために設けたものである。もとより、婿養子の場合にも、その夫婦間の出生子女に対して、この入夫婚姻の場合の出生子女の姓・本に関する効果規定が援用されると解すべきであろう。

いうまでもなく、この韓国民法上の入夫婚姻制度や婿養子制度は、日本の明治民法上のそれらを移植したものである。すなわち、明治民法上の入夫婚姻制度や婿養子制度では、入夫や婿養子が婦家や養家に入籍すると同時にそれらの氏を用いる(七四六条)ことはもちろん、その家督相続権の取得に対してもなんら制限しない(七二七、七三六条)のが原則であった。しかし、韓国民法では、入夫や婿養子は、ともに従来の(実家の)姓・本を使用するだけで

からの自己の姓・本が変わることはない。

(2) 親子と姓・本

韓国民法は、

子は、父の姓と本を継いで、父の家に入籍する(七八一条)、

と規定して、従来からの父系血統主義に基づく、いわゆる父姓追従の原則を踏襲している。

もとより、韓国民法が、父性(Vaterschaft)確認の得られない場合を予測して、すなわち、

父の知れない子は、母の姓と本を継いで、母の家に入籍する(同上)、

と規定し、さらに、父母双方の確認が不可能な場合を想定して、

父母の知れない子は、法院の許可を得て、姓と本を創

設して一家を創立する(同上)、

と規定していることも事実である。しかし、続けて、

但し、姓と本を創設した後、父又は母が(判った)ときには、父又は母の姓と本を継ぐ(同上)、

と、つまり、いかなる場合にも父姓追従の原則を優先させ、それが不可能な場合にはじめて副次的に母姓追従を許し、それらのいずれもがともに不可能な場合には他姓の創設も

なく、婦家や養家と同姓同本でなければ、その戸主相続人になることもできないのだ。ただ、それらの夫婦間の子は母の姓・本を継いで戸主相続人にもなれるのである。ちなみに、韓国民法が同姓不婚制を墨守している以上、

入夫や婿養子とその妻と同姓同本であることは理論上ではあり得ないから、彼らが婦家や養家の戸主相続人になることも常に不可能なわけである。

(3) 相続と姓・本

韓国民法上の相続は戸主相続と財産相続とに分かれている(九八〇—一〇五九条)。

その韓国民法によれば、戸主は、家族に対する、居所指定権をもち(七九八条)、扶養義務を負い(七九七条)、強制分家権および入籍同意権をもち(七八九、七八四—五九条)、また、家族の、禁治産や限定禁治産の宣告請求権ならびにその取消請求権をもち(九一—四四、後見人になる資格をもち(九三—一四四)、親族会の召集権をもち(九六六条)、その親族会における意見開陳権をもち(九六六条)、さらに、法院に対する親族会員の解任ならびに増員請求権をもち(九七一条)、親族会の決議に対する異議申立訴訟提起権をもち(九七二条)、親族会の決議に代わる裁判請求権(九六九条)などの、その家族に対する間接

の権利までも与えられている。

しかも、韓国民法によれば、この戸主の地位維持のための特権として、戸主である養子に罷養されない地位を与え(八九八条)、常に所属不分明な家族財産を戸主の所有物と認定する(七九六条)ばかりでなく、戸主相続人には、固有の相続分の五割が加算され(一〇〇九条)、一町歩以内の禁養林野と六〇〇坪以内の墓土(位土)である農地ならびに族譜や祭具などの所有権も継承させることになっている。

ところで、この韓国民法が実施される直前の、つまり一九五九年当時の韓国はいまだに農業生産が産業構造上の主位を占め、その農家の経営規模は、三反歩(九〇〇坪)以下の小農が全農家戸数の一九%を占め、五反歩以下の、いわゆる小農が四二%に達し、中農といえるはずの一町歩(二二〇〇坪)から二町歩以下の耕作者は僅かに二一%に過ぎなかった。また、その当時の韓国農村は各戸当たりの家族数が六人強で、その一人当たりの平均耕地面積は一・四反歩強に過ぎず、しかも、それはますます「零細化現象を呈していた」とのことである。では、その民法上の戸主相続人による二反歩近い農地の優先相続規定は、いったいどんな理由に依拠し、どんな結果をもたらすものと予測したからであろうか。

## 2、朝鮮民主主義人民共和国

さて、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)における、現行のもっとも基本的な家族法文献は「北朝鮮の男女平等権に関する法令」(以下——男女平等権法令、一九四六年七月三〇日施行)であるが、同法令は、解放直後に公布され、その内容も前文と法条文九個条からなり、したがって原則的な規範だけを規定してある。そして、北朝鮮では、急を要する分野について、その都度個別的な法文献をもって補足して来た。

その北朝鮮には、近親婚禁止条項や、夫婦の姓に関する明文規定はいまだにないのが現実のようである。この前者はしばらくおき、後者の場合は、従来の、父親の姓にしたがうことよって一定の血縁の連係を表示し、その変更を許容しなかった事実、つまり夫婦は結婚後も各自の本来の姓を使用するのが妥当だと考えたからだと理解しているようである。いずれにしても、北朝鮮では、父親の姓に基づいて子女の姓が決定され(父系優先血統主義)、父親が不分明な場合に限り副次的に母親の姓にしたがい、その姓は変更を許さなかった(姓不変の原則)、従来の伝統を踏襲

朝鮮の姓(李)

そして、韓国民法は、

養子であって、養父と同姓同本でない者は、養家の戸主相続をすることができない(八七七条)、と規定している。いうまでもなく、この異姓養子に対する養家の戸主相続禁止条項は、従来からの儒教教理に基づく家産思想の残滓であるが、養子制度そのものが、養家本位から養親本位へ、さらに近代市民法思想に基づく養子本位時代へと変遷して来た歴史的事実を想起するとき、明らかに「時代遅れ」の謗りを免れまい。

確かに、異姓養子の姓を養親の姓に追従させるべきだという見解が一部にあることも事実である。しかし、韓国民法が、より適切な近親婚禁止条項を設け、近代市民法思想に適合した養子制度を確立しない限り、仮りに入夫や養子の姓を婦家や養家のそれに従わせたとしても、その外見はともかく、顕著な実質的效果は期待できないであろう。現に、韓国民法によれば、入夫や婿養子の場合も含めて夫婦は常に同姓同本でないのが原則であるから、男系血族外の、祖母、母、あるいは妻などとは常に同姓同本でないはずである。これらの家族が同籍していると想定すれば、同一戸籍内には、少なくとも二姓や三姓が入籍していることになる。したがって、養親子が同姓同本であるべき顕著な理由もないであろう。

もともと、副次的に母親の姓にしたがった子女の姓も、父親が確定すれば、それにしたがって変更される。

しかし、現行の「公民の身分登録に関する規定」(以下——身分登録規定、一九五五年三月五日 内閣決定)には、公民の姓名の変更を想定して、その手続き方法を定めている(一五八条)。その規定中の、名に関する部分はいくおき、姓の変更は、日本帝国主義統治下の革命的活動と関連して、あるいはその他の事由により、本来の自己の姓とは異なる姓を使用している者が、従来の自己の姓に戻りたいという場合に主として適用されているようである。この場合の、その未成年子女の姓も、父親(あるいは母親)のそれにしたがって変更される(一一八条)。

また、北朝鮮では、戦災孤児救済の必要性もあって、他姓からの立養(養子縁組)も奨励している。ところで、その立養は、未成年者(一八歳)に限り、養親となる者の申請に基づいて、養子となる子女の居住地所轄人民委員会が決定する(「立養の設定に関して」——一九四九年一月三十一日 内閣指示——第一項、ならびに身分登録規定一四条)が、その決定された立養は、養子となる子女の父母の居住地所轄の身分登録機関に登録されると同時に、立養証書が交付され、出生証も交換交付される(身分登録規定一

二条) 仕組みになっている。そして、この新しく交換交付される出生証には、養父母の姓名が(実) 父母の欄にそれぞれ記載され、彼らが養父母である事実をことさらに明かさないので、それだけでは、もはやその子が養子であることがまったく分からなくなる。

さらに、北朝鮮では、夫の反国家的犯罪行為によって夫婦生活を継続できないから離婚した妻が子女を引きとって養育している場合、その母親の姓にしたがって子女の姓を変更することも、現行規定上の姓名の変更手続によって積極的解決ができるものと解釈している。ちなみに、この身分登録規定(一九五五年)が制定された、当時期の、北朝鮮の刑法(一九五〇年)によれば、その反国家的犯罪行為とは、「祖国に対する反逆、すなわち間諜行為、軍事的・国家的秘密の伝達、敵の側(韓国——筆者)に逃げるか、あるいは外国に脱走するなど、祖国の国家独立を侵害したり、祖国の軍事的威力と領土不可侵に損害を与える行為」(六八条)を指し、それらに対しては、まず死刑および全財産の没収刑をもって臨んでいる(同上)。

その北朝鮮では、一九四九年三月一日以来、その是非はともかく、朝鮮の歴代王朝がながい期間にわたって使用して来た、漢文字の使用を廃止して、姓名もすべてハングル(大いなる文字、朝鮮文字)で書かせている。

参照。

- (2) 前掲「朝鮮の『同姓不婚』制」一八八頁 参照。
- (3) 陳順遠『中国婚姻法史』(台北、一九六三年)二二頁以下 参照。
- (4) 金容漢『全訂版 親族相続法論』(ソウル、一九七九年)九七頁以下 他参照。
- (5) 韓国民法第七八一条の父系優先血統主義に基づく子の姓・本(に関する)規定、ならびに、同第八七七条の異姓養子に対する養家の戸主相続禁止規定 参照。
- (6) 前掲『全訂版 親族相続法論』二一〇頁 参照。
- (7) 末弘敏太郎、戒能通孝改訂『民法講話 下巻』(岩波書店、一九五四年)二八一頁 参照。
- (8) 韓国における一九五九年の産業別国民所得総額中の、「農業・林業・水産業」の三五・七%に対して、第二位の「卸売・小売業」が一五・二%、第三位の「製造業」が一・七・%であった(大韓国内務部刊『第七回 大韓民国統計年鑑』、一九六〇年、六五頁)。
- (9) 同上 七一頁 参照。
- (10) 同上 「52 耕地規模別農家数」(八一頁)により算出。
- (11) 同上 七一頁。
- (12) 我妻栄『親族法』(有斐閣、一九六一年)二五四頁 参照。
- (13) 権逸『韓国親族相続法』(弘文堂、一九六一年)一二四頁。
- (14) 前掲『全訂版 親族相続法』九八頁 参照。
- (15) 北朝鮮における家族法文件補足状況理解のためには、拙稿「朝鮮民主主義人民共和国およびベトナム民主共和国の

朝鮮の姓(李)

私事で恐縮に思うが、私には、先年のヨーロッパ滞在中からの親しい友人のなかに、インドネシアやベトナムあたりから渡欧した中国系留学生も数人いる。当然のことながら、彼らは、中国姓を名乗って Mr. Chen(陳)とか、Herr Ko(郭)などと呼ばれているが、しかし、彼らのなかに自分の姓を漢文字で正しく書ける者はただの一人もいなかった。周知のように、インドネシアにオランダが「蘭領東インド統治法」(Indische Staatsregeling)を持ち込んだのは一八四八年のことであり、ベトナムにフランスが武器をつきつけて上陸したのは一八五七年のことである。したがって、彼らの数代前の祖先あたりは、中国本土内に居住していたか、たとえ居住していなくても中国文化の影響下で生活していたはずである。それが、僅か一世代間に、その子孫が自己の漢字姓をすら書けないのだ。

現に、北朝鮮から日本に来る私信も、そのほとんどが双方の居所や姓名は代筆のように見受けられた。特殊な教育を受けた者以外には漢字を習得できないであろうし、また、その代筆者もしいにいなくなるはずである。

註

- (1) 李熙鳳「新民法身分法中の解釈上の問題点」(『考試界』一九六〇年六月号、ソウル 所収)五二頁、ならびに、鄭光鉉『韓国家族法研究』(ソウル、一九六三年)一四二頁
- 家族法について—アメリカにおける最近の研究紹介をかねて—(早稲田大学比較法研究所『比較法学』第九巻第二号、一九七四年 所収)が役たつであろう。
- (16) 黒木三郎・李丙洙共編訳「朝鮮民主主義人民共和国の家族法」(同上 第一巻第一号、一九七六年)一四五頁 参照。
- (17) ゾ・イルホ『朝鮮家族法』(ベヨンヤン、一九五八年)一〇六頁 参照。
- (18) 同上 一六一頁以下 参照。
- (19) 同上 一〇七頁 参照。
- (20) 北朝鮮では、その初期の成年年齢「満二〇歳」(一九四八年の朝鮮民主主義人民共和国憲法第一条)を一九五六年一月五日の最高人民會議第一二回會議において「満一八歳」に改め、現行の、一九七二年の社会主義憲法もそれを踏襲している(五二条)。
- (21) 前掲「朝鮮家族法」一六二頁、ならびに、同「朝鮮民主主義人民共和国の家族法」一四七頁 参照。
- (22) 北朝鮮におけるハングル専用政策の遂行過程考察のためには、李内洙・朴鎔暉稿「北朝鮮の言語政策」(日本大学国際関係研究所『国際関係研究』第三号、一九八二年 所収)が参考になるであろう。

むすび

以上みて来たように、朝鮮の姓が、現在のように漢文字

で中国式に表記されるようになったのは、新羅に関する限り、いくら早く実現したとしても六世紀中葉以降のことである。しかし、新羅では、姓を王室や貴族層が独占的に使用したために、一般官員や民衆には普及しなかった。

また、その導入期から著姓偏重の傾向が甚だしく、姓にそれぞれの始祖や中祖の発祥地名を、つまり本貫(郷貫・籍貫・族貫・卿・籍・本)を冠しなければ、族(宗)の同異を判別できなかった。

その朝鮮の姓は、一〇世紀初頭の高麗の太祖王建の即位によって急速に全国にひろまりはじめ、さらに、李氏朝鮮(一二三九三年)が、法制度上において、戸口式(戸籍簿の書式)にその記載を義務づけ、それを基準にして、異姓養子を禁止し、同姓不婚制を標榜したために、全国民に定着した。

しかし、日本は、朝鮮人民が十数世紀間にわたって使用して来た、この姓を日本式氏に改変させるために、一九四〇年以来、いわゆる「創氏」制度を強制して来たが、その実効をあげないまま敗退した。

現行の韓国民法は、父系優先血統主義を堅持して(七八一条)、養親と同姓同本でない養子の養家戸主相続を禁止(八七七条)、同姓同本者間の通婚を禁止している(八〇九条)が、しかし、入夫や婿養子の婦家や養家への入籍を許

定した国家が多くなつた。

おそらく、歴史時代の発展にともない、朝鮮の、同姓同本者や同祖の末裔とされる者同志を血族だなどと断定して、養子縁組の成立要件にし(異姓不養制)、婚姻を禁じた習俗(同姓不婚制)も、その法条項上だけでなく、やがて人民の意識からもしだいに消え失せるのであろう。

註

(1) 朝鮮の漢文字姓字にも同音異姓例が実に多い(前掲「朝鮮の言語政策」五一頁の注(7)参照)。

(2) 例えば、中華民法親屬篇(一九三〇年)第一〇〇〇条「ならびに、Hans G. Fickert, Recht und Gesetz im Leben der Familie, Heidelberg, 1968, 石川利夫・李内洙訳「ドイツ家族法」(日本大学法学会『日本法学』第三五巻第二号、一九七〇年 所収)など参照。  
(日本大学教授・立教大学史学会会員)

し(八二六、八七六条)、この場合の夫婦間の子女の母姓追従を義務づけている。また、北朝鮮においても、原則的には父系優先血統主義をとっているが、同姓不婚制や異姓不養制を強制するどころか、逆に父親の反国家的犯罪行為に基づく子女の改姓を許し、立養(養子縁組)時の養子になる子女の姓を改定させ、さらに、一九四九年以来、漢文字の使用を廃止して姓もハングルで表記させている。

つまり、特別の例外はあっても、かつては父系血統主義や不変の原則が貫かれていたはずの、朝鮮の姓も、実質的には全体的にいままで微々たるものではあるが、この原則がしだいに崩れはじめている。

さらに、朝鮮やベトナムなど、アジアの各民族に伝播した漢代姓制の発祥地である中国においても、かつては父姓追従や姓不変の原則が固く守られて来たが、しかし、現行の中華人民共和国婚姻法(一九八一年一月一日 施行)は、「夫婦双方はそれぞれ自己の姓を使用する権利」をもつとしながらも(一〇条)、「子女は、父の姓を称することができ、母の姓を称することもできる」(一六条)と、つまり、夫婦は互いに自己の姓を使用する権利をもつが、その子女は父母のどちらの姓を使用することも自由とされ、また、中華民国(台湾)やヨーロッパ各国でも、結婚した女性が夫の姓に自己の(実家の)姓を並記できるよう法条項に規